

令和 6 年 度
第 5 回
徳 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会

日 時 令和 6 年 8 月 29 日 (木)
午後 1 時 30 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 労 働 局

次 第

1 徳島県最低賃金改正審議について

2 その他

<メモ>

資 料 目 次

資料番号・資料名	頁
1-1 徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について（会長宛）……	1
-2 徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について（局長宛）……	3
-3 最低賃金引上げに向けた緊急要請……	5
2 徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程……	7
3 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表……	9

徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について

現在、徳島地方最低賃金審議会の専門部会では、議事の要旨のみが公開され、具体的な議論や内容について記載される議事録については、日数を要するとして、後日公開となっております。

この状況は、労働者代表委員や使用者代表委員がどのような根拠に基づいて意見を述べているのか、そして徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのかその過程が不明瞭なまま、改定額が答申されることとなります。

結果として、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者をはじめとする多くの県民は、最低賃金の決定過程について十分な情報を得ることができません。

令和5年4月6日付け「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされています。

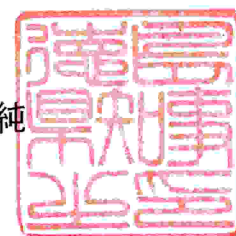
最低賃金に関する議論内容を広く公開することで、社会全体での検証が可能となり、より良い制度へと改善されていくと考えられます。

徳島地方最低賃金審議会においては、専門部会での審理を含め、全面公開を実現するよう、要請いたします。

令和6年8月28日

徳島地方最低賃金審議会会長 段野 聡子 様

徳島県知事 後藤田 正純



徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について

現在、徳島地方最低賃金審議会の専門部会では、議事の要旨のみが公開され、具体的な議論や内容について記載される議事録については、日数を要するとして、後日公開となっております。

この状況は、労働者代表委員や使用者代表委員がどのような根拠に基づいて意見を述べているのか、そして徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのかその過程が不明瞭なまま、改定額が答申されることとなります。

結果として、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者をはじめとする多くの県民は、最低賃金の決定過程について十分な情報を得ることができません。

令和5年4月6日付け「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされています。

最低賃金に関する議論内容を広く公開することで、社会全体での検証が可能となり、より良い制度へと改善されていくと考えられます。

徳島地方最低賃金審議会においては、専門部会での審理を含め、全面公開を実現するよう、要請いたします。

令和6年8月28日

徳島労働局長 竹中 郁子 様

徳島県知事 後藤田 正純



最低賃金引上げに向けた緊急要請

すでに、45都道府県において、今年度の地域別最低賃金の改定額が答申され、新たに北海道や広島県など3大都市圏以外の8道県を加えた計16都道府県において最低賃金が千円を超える結果となっております。

令和3年度の一人あたり県民所得上位20都府県の大部分で最低賃金が千円を超えているほか、大都市に隣接する県や地域内格差がある北海道でも千円を超えている状況であり、一人あたり県民所得上位8番目に位置する本県の最低賃金が県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映されていないと考えております。

加えて、最低賃金が低い現状は、本県が抱える人材不足、そして未来を担う若者の希望までも奪いかねない状況です。

最低賃金の引上げは、働き手の生活水準の向上だけでなく、働く意欲を高めるとともに、人材をしっかりと確保し持続可能な経営を維持する上でも、重要な事項です。

県では、これまでの要請を踏まえた、目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業・小規模事業者を支援する、積極的な経済対策を行って参りたいと考えております。

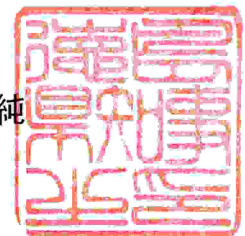
最低賃金は、未来を担う若者をはじめ、障がい者や高齢者、外国人など、すべての方に適用されます。

すべての県民が、生き生きと安心して暮らせる社会の実現、ひいては地域経済の活性化にもつながる重要な決定となるよう審議会委員の皆様の英断を期待しております。

令和6年8月28日

徳島地方最低賃金審議会委員各位

徳島県知事 後藤田 正純



■ 一人当たり県民所得上位20県は、ほとんど最低賃金が千円を超えている。

※令和6年8月22日時点

	都道府県名	R3：一人当たり 県民所得（千円）	R6年度最低賃金 （答申額：円）	R6引上額 （答申額：円）	R3:県内総生産・ 名目(100万円)	R3:一人当たり 県内総生産 ・名目(万円)
1	東京	5,761	1,163	50	113,685,917	811.5
2	愛知	3,597	1,077	50	40,585,984	539.9
3	茨城	3,438	1,005	52	14,539,129	509.8
4	栃木	3,307	1,004	50	9,179,132	477.8
5	富山	3,291	998	50	4,881,063	476.2
6	福井	3,264	984	53	3,681,511	484.4
7	山梨	3,243	988	50	3,702,855	460.0
8	徳島	3,202	1,000	50	3,340,186	469.1
9	神奈川	3,199	1,162	50	35,287,752	382.1
10	群馬	3,187	985	50	9,140,951	474.4
11	広島	3,179	1,020	50	12,128,058	436.3
12	滋賀	3,161	1,017	50	6,863,734	486.4
13	三重	3,111	1,023	50	8,505,160	484.3
14	岐阜	3,092	1,001	51	8,010,977	408.5
15	和歌山	3,084	980	51	3,765,051	411.9
16	千葉	3,059	1,076	50	20,806,993	331.6
17	大阪	3,051	1,114	50	41,320,372	469.2
18	埼玉	3,049	1,078	50	23,733,625	323.3
19	京都	3,026	1,058	50	10,905,246	425.8
20	兵庫	2,997	1,052	51	22,506,291	414.3

1,000円以上：14

※静岡県は未発表(8月末公表予定)、各県とも速報値

■ 以下の指標も、議論の参考としていただきたい

- 1) パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額1,029円
厚生労働省「職業安定業務統計」2023年
- 2) 世帯の実収入(勤労者世帯1か月)は全国13位(徳島市)で、648.1千円
総務省「家計調査」2022年
- 3) 1か月あたりの消費支出額(総世帯)は全国8位で、253,435円
総務省「家計調査」2023年

徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により、徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非

公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、徳島地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(議事、運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和42年6月10日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月3日より施行する。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)

令和6年度

第5回徳島県最低賃金専門部会

配布資料

令和6年度

徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員見解

- 1 全会一致での結審を目指し、努力をしてまいりましたが、残念ながら、労使意見の隔たりが大きく一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。
- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、
「現行額（896円）から84円引き上げ、改正額980円」
とするべきとの判断に至りました。
以下、その理由について説明します。
- 3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」として、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定めていますが、この3要素に基づき、各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えます。
この点、令和6年度第3回徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会における提出資料1「主要統計資料（追補版）」では、
 - ① 労働者の生計費については、
 - ・「4人世帯の標準生計費月額」（都道府県人事委員会「給与勧告」（参考資料）2023年4月）が、33位
 - ・「消費者物価地域差指数（都道府県下全域）」（総務省「小売物価統計調査（構造編）」2023年）が、23位
 - ・「1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）」（総務省「家計調査」2023年）が、11位
 - ② 労働者の賃金については、
 - ・「新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上）」（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）が、男性29位、女性14位
 - ・「定期給与」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」2023年）が、32位
 - ・「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、平均額で20位、下限額で25位
 - ③ 通常の事業の賃金支払能力については、
 - ・「有効求人倍率」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、32位

- ・「失業率」（総務省「労働力調査都道府県別調査結果（モデル推計値）」2023年）が、低い順で9位
- ・参考数値ではありますが、「県民所得（財産所得を除く）に対する県民雇用者報酬の割合」（内閣府「県民経済計算」2020年）が、低い順で3位等となっていることから、これらを総合的に見ると、徳島県は全都道府県中、中位より上に位置しているということが出来ます。

4 ここで、令和5年における全都道府県の地方最低賃金額についてみてみると、中位はおおむね930円程度となっています。

5 これに関し、3に掲げた各種の指標から徳島県は全都道府県中中位より上に位置していることや、徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要があるとの委員の意見があったことを踏まえると、令和6年徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた額より上に位置付けることも考えられます。

6 一方、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）において、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」とこととされていることから、この目標を達成するためには、来年以降も継続して最低賃金額の引上げを行っていく必要があるものの、徳島県内においては中小零細企業が多く、その賃金支払能力を踏まえると、企業の持続的発展のためには最低賃金額の急激な変化は抑制されるべきであるとの委員の意見も参酌する必要があります。

7 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和6年度における徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた「980円」とすべきとの判断に至ったものです。

(案)

令和6年8月29日

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会
部会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月5日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の徳島県最低賃金（時間額855円）は令和4年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議の採択を希望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

徳島県最低賃金専門部会委員

公益代表委員	部会長	段野 聡子
	部会長代理	稲倉 典子
		米澤 和美
		端村 亮（オブザーバー委員）
		撫養 佳孝（オブザーバー委員）
労働者代表委員		川口 誠二
		南 礼子
		賀川 健一
使用者代表委員		脇田 亮
		中村 晃子
		五島 寛治

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間980円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年11月1日

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 855 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月6日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（88,228 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$855 \text{ 円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (注)} = 119,919 \text{ 円}$$

（注） 令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正に当たり最低賃金の引上げにより中小企業・小規模事業者が受ける経営への影響が懸念されることから、政府及び徳島県に対し、下記について要望する。

記

- 1 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、今後とも業と雇用を守ることができるよう、業務改善助成金その他の賃金引上げに関する助成金（以下「助成金等」という。）に関し、以下の取組を実施すること。
 - (1) 厚生労働省
 - ・より多くの企業が、助成金等を利用できるよう、要件緩和を含む制度の拡充
 - (2) 徳島労働局
 - ・助成金等の審査の迅速化、審査内容の簡素化等の運用改善及び申請手続の支援強化
 - ・助成金等の対象となる設備投資の具体的事例や、助成金等を含む賃金引上げ関連施策全般に係る周知の徹底
 - (3) 徳島県
 - ・企業等が大幅な賃上げを実施した際その経費の一部を補填する支援金の創設や賃上げ応援サポート事業等支援策の充実強化
 - ・助成金等を始めとした賃金引上げ関連施策に係る周知への協力
- 2 中小企業・小規模事業者が労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づく各種施策について、強力に取組を進めること。

加えて、以下の取組について、その実施を強く要望するとともに、とりわけ二点目については、地方公共団体においても必要な施策を講ずるよう特に強く要望する。

 - ・下請Gメン等の活用による下請法の執行強化
 - ・「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の確実な実施
 - ・公的価格制度の対象となる事業に従事する労働者の賃金引上げに係る支援策の強化
 - ・製造業等における原材料の輸送費の高騰を抑制するための、本州四国連絡道路の海上部通行料金に係る引下げ又は支援策の実施
- 3 人手不足の深刻化に対応するため、厚生労働省及び徳島労働局に対し、以下の取組を実施すること。
 - ・ハローワークにおける求職者と企業のマッチング機能の強化、利便性の向上等による人材確保の推進
 - ・いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことを可能とするキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の申請手続の簡素化及び分かりやすいパンフレットの作成等による周知の強化

